

発行◆下妻市役所〔〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地〕 編集◆秘書課  
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) ☎0296-43-4214(代)  
HP https://www.city.shimotsuma.lg.jp/

## 令和 7 年度の国民年金保険料は 17,510 円です

4 月上旬に日本年金機構から令和 7 年度の「国民年金保険料納付案内書」が発送されます。対象は、国民年金第 1 号被保険者(任意加入を含む)の方です。

- ◆定額保険料 月額 17,510 円  
(令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月まで)  
保険料は、年収や年齢に関係なく全国一律です。
- ◆付加保険料 月額 400 円  
定額保険料にプラスして付加保険料を納めると、将来の年金額を増やすことができます。  
「200 円×付加保険料を納めた月数」が老齢基礎年金の年金額(年額)に加算され、2 年間で納付した付加保険料と同額となるため大変お得です。  
希望される方は、お申し込みください。
- ◇対象者  
国民年金第 1 号被保険者および任意加入被保険者(国民年金基金に加入中の方や国民年金保険料の納付を免除・猶予されている方は、加入できません)  
※国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です

問 日本年金機構 下館年金事務所 TEL25-0829  
保険年金課 TEL 45-8124 FAX 43-2933

## 令和 7 年 4 月より「休日納税相談」の受付 時間に変更になります

変更前: 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで  
変更後: 午前 8 時 30 分から午後 3 時まで

夜間納税相談(毎月第 1・第 3 木曜日、午後 5 時 15 分から午後 7 時まで)については変更ありません。

問 収納課 TEL43-8274 FAX44-9411

## 国民年金保険料は前納がお得です

国民年金には、保険料をまとめて前払い(前納)すると割引される前納制度があります。保険料は、前納期間が長いほど割引額が大きくお得です。

◇参考：納付書(現金)による前納 (令和 7 年度)

| 納付方法   | 年間保険料および割引額           |
|--------|-----------------------|
| 毎月払い   | 210,120 円(割引なし)       |
| 6 ヶ月前納 | 208,420 円(1,700 円割引)  |
| 1 年前納  | 206,390 円(3,730 円割引)  |
| 2 年前納  | 409,490 円(15,670 円割引) |

※( )は毎月納付した場合と比較した割引額です  
※2 年前納の保険料は、令和 7 年度(月額 17,510 円)および令和 8 年度(月額 17,920 円)の保険料をもとに計算しています

問 日本年金機構 下館年金事務所 TEL25-0829  
保険年金課 TEL 45-8124 FAX 43-2933

## 千代川窓口センターをご利用ください

- ◇取り扱い業務◇
- ◆住民票の写し、戸籍、印鑑登録証明書及び税証明の交付
- ◆高齢者タクシー券、福祉タクシー券の交付
- ◆はり・きゅう・マッサージ券の交付
- ◆いばらきシニアカードの交付
- ◆老人会会費のお預かり
- ◆遠隔相談システムによる相談対応

※開庁日：平日午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時を除く)(祝祭日、年末年始を除く)  
※4 月から以下の業務は千代川窓口センターでの受付は行いませんので、ご注意ください。  
・マル福受給者証の再発行(保険年金課)  
・令和 7 年度県民交通災害共済の加入(消防防災課)  
・いばらき KidsClub カードの再発行(子育て支援課)  
・期限切れゴミ袋引換券の引換(環境課)

問 申 市民課 TEL 45-8129 FAX 43-2933  
千代川窓口センター TEL 44-0725

## 令和 7 年度 固定資産税

◆縦覧  
固定資産税の納税者は、他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断するため、課税対象となる市内の土地および家屋の価格が記載された縦覧用帳簿を縦覧することができます。

- ◇縦覧期間 4 月 1 日(火)～30 日(水)  
※土・日曜日、祝祭日を除く
- ◇縦覧時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ◇縦覧場所 市役所 1 階 税務課
- ◇縦覧できるもの  
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿
- ◇縦覧対象者  
市内に所在する土地、家屋の固定資産税の納税者、同居の親族、納税管理人、代理人(代理人の場合は委任状が必要)
- ※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の納税者は両方の縦覧帳簿を見ることが出来ます
- ◇持参するもの  
本人確認のできるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)、委任状(代理人の場合)
- ※法人の代表者以外が縦覧する場合は、委任状と代理人の本人確認のできるものが必要です

◆納期限  
令和 7 年度固定資産税「第 1 期」または「全納」の納期限は、4 月 30 日(水)となります。納税通知書・課税明細書および納付書は 4 月中旬に発送予定です。

《令和 7 年度各納期限》  
第 1 期 4 月 30 日(水)  
第 2 期 7 月 31 日(木)  
第 3 期 12 月 1 日(月)  
第 4 期 12 月 25 日(木)

- ◆減免  
次のような場合、固定資産税を減免する制度があります。  
1. 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産  
2. 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)  
3. 市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価格を減じた固定資産  
※“公益のため”とは、自治会の公民館敷地として土地を無償で提供している場合などです  
※“災害又は天候の不順による著しい価格の減”とは、火災や河川の氾濫などで焼失・損壊した場合です  
※減免を受ける場合は、4 月 30 日(水)までに申請書を税務課固定資産税係へ提出してください

問 税務課 TEL 43-8193 FAX 44-9411

## 収入がない方・非課税所得のみの方は ネットで住民税申告が可能です

令和 6 年中に所得がなかった方でも、非課税証明書の発行、医療福祉マル福・公営住宅等の各種申請に必要な所得証明書等の発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの各種保険料の算定など、諸手続きの際に住民税申告が必要になります。

次の条件に当てはまる人はインターネット上で住民税申告ができます。  
(1)1 年間(令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日まで)収入がなかった方  
(2)非課税所得のみの方(障害者年金や遺族年金等)  
(3)本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等)を写真で添付できる方  
※「扶養控除」や「配偶者(特別)控除」を申告することも可能です。(ただし、扶養人数の入力には上限があります)

右記の二次元コードを読み取ることで申告が可能です。



詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 申 税務課  
TEL 43-8192 FAX 44-9411

## 赤ちゃん誕生世帯等応援ごみ袋について

赤ちゃんがお生まれになったご家庭を支援するため、20L の可燃用ごみ袋を作成しました。市の指定ごみ袋となりますので、皆様のご利用されているごみ集積所に出すことができます。なお、実証事業として行うため一般販売等はいりません。ご理解ご協力の程、よろしくお願いします。  
※応援ごみ袋は、0～2 歳児のいる世帯を対象に赤ちゃん訪問や乳幼児健診等の際に直接配布します

問 環境課 TEL 43-8234 FAX 44-7833

## 未就学児・妊産婦マル福の自己負担金 償還払いの振込を年 4 回に変更します

令和 7 年 4 月からマル福を受給している未就学児・妊産婦の方の医療費自己負担金償還払いの振込が、毎月から 3 カ月分をまとめて年 4 回の振込に変わります。

【振込時期】  
4 月(10～12 月診療分)、7 月(1～3 月診療分)  
10 月(4～6 月診療分)、1 月(7～9 月診療分)

問 保険年金課 TEL 43-8326 FAX 43-2933

令和 7 年度 市税等納期一覧表 (普通徴収) ～納期限内に納めましょう～

| 月    | 科 目 ( 期 別 ) |                    |                      |                |           |                    | 納期限及び<br>口座振替日   |
|------|-------------|--------------------|----------------------|----------------|-----------|--------------------|------------------|
| 4 月  | 固定資産税 (1)   |                    |                      |                |           |                    | 4 月 30 日<br>(水)  |
| 5 月  |             | 軽自動車税<br>(種別割) (全) |                      |                |           |                    | 6 月 2 日<br>(月)   |
| 6 月  |             |                    | 市県民税<br>森林環境税<br>(1) |                |           |                    | 6 月 30 日<br>(月)  |
| 7 月  | 固定資産税 (2)   |                    |                      | 国民健康保険税<br>(1) | 介護保険料 (1) | 後期高齢者<br>医療保険料 (1) | 7 月 31 日<br>(木)  |
| 8 月  |             |                    | 市県民税<br>森林環境税<br>(2) | 国民健康保険税<br>(2) | 介護保険料 (2) | 後期高齢者<br>医療保険料 (2) | 9 月 1 日<br>(月)   |
| 9 月  |             |                    |                      | 国民健康保険税<br>(3) | 介護保険料 (3) | 後期高齢者<br>医療保険料 (3) | 9 月 30 日<br>(火)  |
| 10 月 |             |                    | 市県民税<br>森林環境税<br>(3) | 国民健康保険税<br>(4) | 介護保険料 (4) | 後期高齢者<br>医療保険料 (4) | 10 月 31 日<br>(金) |
| 11 月 | 固定資産税 (3)   |                    |                      | 国民健康保険税<br>(5) | 介護保険料 (5) | 後期高齢者<br>医療保険料 (5) | 12 月 1 日<br>(月)  |
| 12 月 | 固定資産税 (4)   |                    |                      | 国民健康保険税<br>(6) | 介護保険料 (6) | 後期高齢者<br>医療保険料 (6) | 12 月 25 日<br>(木) |
| 1 月  |             |                    | 市県民税<br>森林環境税<br>(4) | 国民健康保険税<br>(7) | 介護保険料 (7) | 後期高齢者<br>医療保険料 (7) | 2 月 2 日<br>(月)   |
| 2 月  |             |                    |                      | 国民健康保険税<br>(8) |           | 後期高齢者<br>医療保険料 (8) | 3 月 2 日<br>(月)   |

|   |                                          |
|---|------------------------------------------|
| 問 | 固定資産税について……………下妻市役所税務課固定資産税係……………43-8193 |
|   | 軽自動車税、市民税について……下妻市役所税務課市民税係……………43-8192  |
|   | 国民健康保険税について……………下妻市役所保険年金課保険年金係……45-8124 |
|   | 介護保険料について……………下妻市役所長寿支援課介護管理係……45-8122   |
|   | 後期高齢者医療保険料について…下妻市役所保険年金課医療福祉係……43-8326  |
|   | 納付全般について……………下妻市役所収納課収納係……………43-8274     |

エル・キューアール

eL-QR

付き納付書なら

簡単便利にキャッシュレス納付

詳細はこちら→





令和7年度国民健康保険人間ドック  
健診費助成事業

- ◆対象者 健診日において 30～74 歳の市国保加入者
- ◆条件 次の全てに該当する方  
◇申請日において国民健康保険税に滞納がない世帯に属している方  
◇市または医療機関で行う特定健康診査を受診しない方  
◇市脳検診補助金の交付を受けない方
- ◆助成額 2 万円
- ◆申請期間 4 月 1 日 (火)～12 月 26 日 (金)  
(土・日曜日、祝日を除く)
- ※5 月 1 日 (木)～令和 8 年 3 月 31 日 (火)の期間内に健診を受ける方が対象者となります
- ※健診日の 2 週間前までに申請ください  
(先着順ではありません)
- ◆健診までの流れ  
①市と契約予定の健診機関にて、日帰り人間ドック健診を予約する。  
②本人が市国保であることがわかるもの(健康保険証等)、特定健診受診券(該当者のみ)を持参して保険年金課に来庁し、助成の申請を行う。  
③市から発行された助成券を持参し、健診を受ける。

| ◆契約予定健診機関                      |                                 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 健診機関名                          | 電話番号                            |
| 平間病院<br>健診センター                 | 0296-49-8010                    |
| 筑波大学附属病院<br>つくば予防医学研究センター      | 029-853-4205                    |
| 筑波メディカルセンター<br>つくば総合健診センター     | 029-856-3500                    |
| 筑波記念病院<br>つくばトータルヘルスプラザ        | 029-864-3588                    |
| 筑波学園病院<br>健診センター               | 029-836-1983                    |
| 茨城県西部メディカルセンター<br>ちくせい総合健診センター | 0296-24-9135                    |
| 茨城西南医療センター病院<br>総合健診センター       | 0280-33-3777<br>(午後 1 時～午後 4 時) |

- ※受診条件などの詳細については、健診機関にご確認ください
- ※助成金の償還払いはできません。必ず事前に申請ください
- ※申請時には国民健康保険であったが、健診日には社会保険など別の健康保険に加入している場合、助成は受けられません。助成券を使って健診を受けた場合、助成金は返還となりますので、ご注意ください

問 申 保険年金課  
TEL 45-8124 FAX 43-2933

令和 7 年度はり・きゅう・マッサージ助成券  
を交付しています

- ◆対象者  
・70 歳以上の方  
・65 歳以上で身体障害者手帳 1・2 級所持の方
- ◆利用条件  
市内の登録施術機関で利用できます。
- ◆助成内容  
施術費として 1 回につき 1,200 円分を助成します。  
・年間最大交付枚数 12 枚  
・10 月以降に申請した方は 6 枚となります。
- ※助成券を紛失した場合、再交付不可
- ◆申請受付 令和 8 年 3 月 31 日 (火)まで
- ※4 月 1 日 (火)から使用できます
- ◆申請方法  
本人確認書類(保険証など)を持参の上、次の窓口にて申請してください。  
・長寿支援課(市役所 1 階)  
・千代川公民館 1 階 千代川窓口センター
- ※年度始めは窓口が混み合い、お待たせする場合がありますので、ご了承ください

問 長寿支援課 TEL45-8123 FAX 30-0011

令和 7 年度高齢者福祉タクシー助成券を  
交付しています

- ◆対象者  
65 歳以上の方で自動車の運転免許証を保有していない方
- ※次の方は該当しません  
・自動車の運転免許証を保有している方  
・障害者福祉タクシー助成券の交付を受けている方  
・自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- ◆利用条件  
助成券裏面に記載されているタクシー事業者および介護タクシー事業者が利用できます(本人のみ)
- ◆助成内容  
・助成額 500 円/助成券 1 枚  
・交付枚数 年間最大 50 枚  
・10 月以降に申請した方は 25 枚となります。
- ※助成券を紛失した場合、再交付不可
- ◆申請受付 令和 8 年 3 月 31 日 (火)まで
- ※4 月 1 日 (火)から使用できます
- ◆申請方法  
本人確認書類(保険証など)を持参の上、次の窓口で申請してください。  
・長寿支援課(市役所 1 階)  
・千代川公民館 1 階 千代川窓口センター
- ※年度始めは窓口が混み合い、お待たせする場合がありますので、ご了承ください

問 長寿支援課 TEL 45-8123 FAX 30-0011



## ふるさと博物館 4月の休館日

4月7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)、  
30日(水)

問 ふるさと博物館  
TEL 44-7111 FAX 44-7115

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現しよう」

「ワーク・ライフ・バランス」が実現すると、人生を豊かに過ごし、充実した生活を送ることができるようになります。まずは、自分の働き方やライフスタイルを見直して、できることから取り組んでみましょう。

〈仕事〉

効率よく計画的にこなし、家族と過ごす時間を増やそう。

〈家庭生活〉

家族で話し合い、家事の役割分担。育児・介護は一人で抱え込まないようにしよう。

〈プライベート〉

空いた時間は趣味や自己啓発、地域活動に参加。新しい視点やスキルを仕事に生かしてみよう。

問 福祉課 TEL43-8246 FAX43-6750

**市立図書館 ボランティア募集**

市立図書館では、ボランティア活動にご協力いただける方を随時募集しています。活動にあたっては、職員やボランティア会員がサポートするので安心です。

### ◆活動グループ・内容

◇読み聞かせ 図書館での読み聞かせの定期開催、  
市内学校などでの不定期読み聞かせ

◇美化 図書館内の草花の管理

◇朗読 録音図書の作成や対面朗読

◇書架整理 図書館資料の配架・整頓

◇本の修理 図書館資料の修理

◆年度会費 1,000円(活動費・保険など)

◎詳しくは、お問い合わせください。

問 申 市立図書館  
TEL 43-8811 FAX 43-8855

## 展覧会開催のお知らせ

◆日時 4月19日(土)～4月26日(土)  
午前9時～午後4時

◆場所 ふるさと博物館 企画展示室

◆内容 ・下妻藩顕彰会設立20周年記念、並びに  
贈正五位飯田軍蔵利貞没後160周年記念  
～飯田軍蔵利貞肖像画特別展示～展

◆料金 本展覧会のみのお見学は無料

問 下妻藩顕彰会事務局  
TEL 090-2768-0655

## 筋力アップ運動教室

自宅で取り組める簡単なトレーニング方法と運動に関連した健康講話を行います。

◆対象

- ・70歳以下(令和8年3月31日時点の年齢)の市民
- ・『元気ポイント事業』に参加できる方
- ・令和5・6年度連続して参加していない方

◆会場 市保健センター

◆内容 健康測定 午前9時～9時30分  
運動・ミニ講話 午前9時30分～11時

| 日 程         |              |
|-------------|--------------|
| 令和7年5月9日(金) | 10月24日(金)    |
| 6月13日(金)    | 11月28日(金)    |
| 7月11日(金)    | 12月5日(金)     |
| 8月22日(金)    | 令和8年1月23日(金) |
| 9月5日(金)     | 2月27日(金)     |

※健康に関連した目標を毎月各自で設定し、10 か月  
間取り組んでいただきます

◆講師 大月 直美氏(健康運動指導士)  
◆定員 30名 ※定員を上回る場合は抽選  
◆申込期間 4月1日(火)～30日(水)  
※期間後も、定員に満たない場合は随時申込を受け付けます  
◆申込方法  
電話または右記二次元コードから  
からお申込みください。



問 申 健康づくり課  
TEL 43-1990 FAX 44-9744

## 5月の「特定・基本健診」予約開始

予約方法をご確認いただき、ご予約ください。  
「特定・基本健診」では、「結核・肺がん検診のみ」を希望している方なども受けられます。

### ◆予約方法

1. 健診の内容を確認する。
2. 希望の日程・受付時間を決める。
3. コールセンターに電話、またはLINE・インターネットにて予約する。

## ◆検査項目・対象者・自己負担額

| 検査項目     | 対象者(令和 8 年 3 月 31 日時点の年齢)                                                  | 自己負担額                                      |
|----------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 特定健康診査   | 40～75 歳未満 (下妻市国保加入者)                                                       | 1,500 円                                    |
|          | 40～75 歳未満 (社会保険被扶養者(家族)で、市の集団健診を受けることができる方)<br>※詳しくは、ご加入の社会保険組合にお問い合わせください | 社会保険組合<br>によって異なる                          |
| 基本健康診査   | 39 歳以下の方                                                                   | 1,500 円                                    |
|          | 75 歳以上の方、後期高齢者医療保険加入者                                                      | 無料                                         |
| 肺がん・結核検診 | 妊娠中および妊娠の可能性のある方以外                                                         | 39 歳以下 700 円<br>40～64 歳 300 円<br>65 歳以上 無料 |
| 前立腺がん検診  | 40 歳以上の男性                                                                  | 500 円                                      |
| 肝炎ウイルス検査 | 40 歳以上の未実施者                                                                | 500 円                                      |
| 大腸がん検診   | 30 歳以上の方                                                                   | 500 円                                      |

＜大腸がん検診のみをご希望の方へ＞

予約は不要です。ご希望の方には検査容器を送付しますので、健康づくり課までご連絡ください。  
下記健診日の受付時間内に持参してください。

### ◆日程表

| 健診日                                                                | 受付開始時間                                                                                        | 検査項目                                           |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 5月20日(火)、21日(水)<br>22日(木)、23日(金)<br>26日(月)、27日(火)<br>28日(水)、29日(木) | ・午前8時45分    ・午前9時15分<br>・午前9時45分    ・午前10時15分<br>・午後0時45分    ・午後1時15分<br>・午後1時45分    ・午後2時15分 | 特定健康診査、基本健康診査、結核・肺がん検診、前立腺がん検査、肝炎ウイルス検査、大腸がん検査 |

### ◆予約方法・予約受付期間

○LINE・インターネットでの予約受付期間 4月8日(火)午前9時～14日(月)午後5時  
 ○電話での予約受付期間 4月9日(水)～11日(金) 各日午前9時～午後5時  
 ※通信料・通話料は、予約者本人の負担となります。

|                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○LINEで予約する場合</p>  <p>※事前に、下妻市公式LINEの<br/>友だち追加が必要です。<br/>左記の二次元コードは、予約<br/>受付期間中に利用可能です。</p> | <p>○インターネットで予約する場合</p> <p>[健診 Web 予約]<br/><a href="https://kenko-link.org/">https://kenko-link.org/</a><br/>※予約サイトにアクセスし、事前に<br/>利用登録を済ませてから予約受付<br/>期間中にお申し込みください。</p>  |
| <p>○電話で予約する場合</p> <p>◇コールセンター      ☎：0570-077-150<br/>※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※時間帯によっては、つながりにくいことがあります。</p>                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                               |

※予約受付期間以降については、健康づくり課にお問い合わせください

問 健康づくり課 TEL 43-1990 FAX 44-9744(午前8時30分～午後5時15分)



## 「物価高騰支援給付金」を支給します

エネルギー・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえた物価高騰支援策として、令和６年度住民税均等割非課税世帯の世帯主に対して、１世帯当たり３万円の現金を支給します。

### ◆対象世帯

令和６年１２月１３日時点で下妻市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和６年度住民税均等割非課税者で構成される世帯。※令和６年度住民税均等割課税者からの被扶養者のみで構成される世帯は除きます

### ◆申請方法

- ①上記のうち、給付金の口座登録がある世帯主宛に支給通知書を発送しております。原則手続き不要で３月下旬に振り込みます。
- ②上記のうち、世帯全員が令和６年１月１日以前から下妻市にお住まいの場合、対象となる世帯には、給付内容や確認事項を記載した確認書を発送しております。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。受付から概ね３週間程度で指定の口座に振り込みます。
- ③世帯の中に、令和６年１月２日以降に下妻市に転入した方がいる場合(令和６年１月２日以降の海外からの転入者がいる場合は対象外) 給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、令和６年度住民税非課税証明書等必要書類を添えて福祉課まで、直接または郵送でご提出ください。

申請書は、福祉課窓口で受け取っていただく他、市ホームページからもダウンロードが可能です。

◆返送・申請期限 ６月３０日(月)※必着

問 申 福祉課 TEL 43-8249 FAX 43-6750

## 市庁舎北側の資源回収庫について

市庁舎北側の資源回収庫は、ごみの散乱、資源物の盗難、不法投棄防止のため、開放時間は市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時までとなっております。

閉鎖時にはシャッターを閉めておりますが、シャッター前に資源物を置いてしまうと、資源物が飛散し道路をふさぐなど、事故や周辺住民の迷惑になりますので、シャッター前には資源物を置かないでください。また、市庁舎北側の資源回収庫は、家庭から排出された資源物を回収する場所です。お店や会社などから排出された事業系の資源物は出さないでください。

問 環境課 TEL 43-8234 FAX 44-7833

## 「子育て加算給付金」を支給します

### ◆対象者

令和６年度の住民税均等割非課税世帯で、令和６年１２月１３日時点で下妻市に住民登録があり、かつ、１８歳以下の児童（平成１８年４月２日以降に生まれた児童）を扶養している世帯主  
※令和６年１２月１４日以降令和７年６月３０日までに生まれた新生児等も支給対象になります

### ◆申請方法

- ①上記のうち、給付金の口座登録がある世帯主宛に支給通知書を発送しております。原則、手続き不要で３月下旬に振り込みます。
- ②上記のうち、世帯全員が令和６年１月１日以前から下妻市にお住まいの場合 対象となる世帯主には、給付内容や確認事項を記載した確認書を発送しております。必要事項を記入し同封の返信用封筒で返送してください。受付から概ね３週間程度で振り込みます。
- ③令和６年１２月１４日以降令和７年６月３０日までに生まれた新生児等がいる場合は、申請書の提出及び出生の事実がわかるもの（住民票、母子健康手帳など）の写しが必要です。
- ④同一世帯に属しない（住民登録が別の）児童等を扶養している場合には、「別居扶養申立書」の提出が必要です。
- ⑤世帯の中に令和６年１月２日以降に下妻市に転入した方がいる場合には、確認書が送付されませんので、給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、令和６年度住民税非課税証明書等必要書類と合わせて福祉課まで、直接または郵送でご提出ください。

申請書は、福祉課窓口で受け取っていただく他、市ホームページからもダウンロードが可能です。

◆返送・申請期限 ７月１４日(月)※必着

問 申 福祉課 TEL 43-8249 FAX 43-6750

## 未就学児の保護者様へ ふるさと交流館リフレこかいで遊ぼう！

多目的ホール無料開放 Day を設けました。室内遊具をご用意し、お待ちしておりますので、是非この機会にご利用ください。

- ◆開催日 ４月７日(月)、１４日(月)、２４日(木)
- ◆開催時間 午前９時～正午
- ◆利用規則 原則、保護者１人につきお子さまは２人まで ※ご来場の際は、必ず保護者の方の同伴をお願いします。詳細は下記までお問い合わせください

問 ふるさと交流館リフレこかい(水曜休館) TEL 30-0070 FAX 48-6311

## 集積所への「びん」の出し方

飲食料用・化粧品用の「びん」は再生資源となります。集積所にびんを出す際は、次のことを守って回収用コンテナに入れてください。

- ◆中身は残さず、水(お湯)ですすぐ
  - ◆吸殻などその他のごみを入れない
  - ◆蓋・キャップをはずす(分別できる場合は、樹脂製またはコルク栓は可燃ごみ、金属製または金属製と樹脂製等の混合物は不燃ごみで出してください)
  - ◆無色透明、茶色、その他の色に分ける
  - ◆袋に入れたまま出さない
  - ◆不燃ごみで出さない
- ※ルールが守られていない場合は回収できません

### 【資源として回収するびん】

- ・清涼飲料や酒類など飲料物のびん
- ・油や調味料などのびん
- ・ジャムや離乳食などの食品用のびん
- ・化粧水など化粧品用のびん
- ・経口薬品のびん

※一升びん、ビールびんなどのように繰り返し使用できるびん(生きびん)は、できるだけ購入したお店に返してください(一部回収していない店舗もあります)

### 【不燃ごみとして排出するびん】

- ・塗り薬など経口でない薬品のびん
- ・農薬など毒劇物のびん
- ・塗料やカーワックスなどのびん
- ・花瓶やコップなどの陶器類やガラス製品

問 環境課 TEL 43-8234 FAX 44-7833

## 古紙の出し方

ごみ集積所および古紙回収庫に古紙を出す際は、運搬時の飛散防止のため、複数枚たまってから種類ごとにまとめて、ひもで十文字に縛ってください。折りたたんでいないもの、縛っていないもの、古紙を段ボール箱に入れたもの、ガムテープやラップなどでまとめたものは回収できません。

### 【回収品目】

段ボール、新聞紙・折込チラシ、雑誌類、紙バック、雑紙(紙箱、台紙など)  
※紙に付いている金属類やプラスチック・ビニール類は取り除いてください

### 【古紙として出せないもの】

匂いがついたもの、汚れがあるもの、変色したもの、カーボン紙、感熱紙など

問 環境課 TEL 43-8234 FAX 44-7833

## 令和７年度 下妻市住宅リフォーム資金補助事業

市民を対象に、お住まいの住宅のリフォーム工事費の一部を補助します。希望する方は、事前申請書をご提出ください。予算額を超えた場合、抽選により対象者を決定します。

### 【補助要件】

- ◆補助額 補助率は工事費の１０％、上限は１０万円
- ◆予算額 ３００万円
- ◆対象となる工事の主な要件
  - ①申請者が建物所有者であること
  - ②令和７年４月１日以降に着工し、令和７年１２月３１日までに完成すること
  - ③市内施工業者に工事を依頼すること
  - ④消費税を除いた工事費が１０万円以上であること

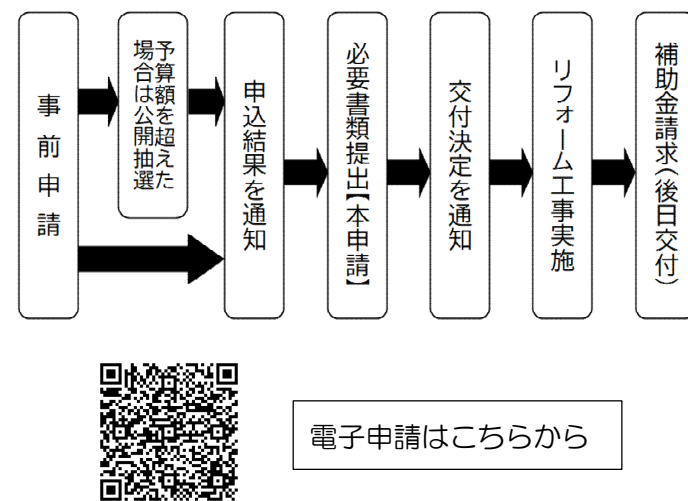
※過去にこの制度で補助を受けた方、市や下妻市商工会等で実施している他の同様の補助制度による補助を受けている方は、この補助金の対象外となります

◆対象工事の一例 外壁塗装、キッチン、トイレ、風呂、玄関のリフォーム

### 【申請手続】

- ◆受付期間 ４月７日(月)～２５日(金)
- ◆受付時間 午前８時３０分～午後５時１５分
- ※先着順ではありません。期間内にご提出ください。
- ◆申請方法 受付期間内に、下記二次元コードから電子申請または商工観光課(市役所２階)窓口へ提出
- ※郵送可 ４月２５日(金)必着
- ※申請書が必要な場合、市HPや商工観光課窓口にある書類をご利用ください
- ※電子申請も可能です。市HPまたは下記二次元コードからお申し込みください
- ※本申請に必要な書類は、対象者の決定後にご案内します
- ※抽選の場合、後日、対象者にお知らせします

### 補助金が交付されるまでの流れ



問 商工観光課 TEL 45-8993 FAX 44-6004



発行◆下妻市役所〔〒304-8501 下妻市本城町三丁目 13 番地〕 編集◆秘書課  
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX 0296-43-4214(代)

HP https://www.city.shimotsuma.lg.jp/



## 鯉のぼりを鬼怒川に泳がせよう ～鯉のぼり寄付のお願い～

「第 34 回花とふれあいまつり」に向けて、家庭で  
いらなくなった鯉のぼりを募集します。※「吹き流し」  
の受け取りおよび設置はできませんのでご了承ください

- ◇受付日時 市役所開庁日  
(平日)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
通年で受付します。
- ◇受付場所 都市整備課(2 階 25 番窓口)
- ◇設置場所 鬼怒フラワーライン(鬼怒川左岸大形橋  
上流河川敷)

問 花と一万人の会事務局(市都市整備課内)  
TEL 43-8356

## 花と一万人の会推進委員を募集します

花と一万人の会では随時会員を募集しています。当  
会は「花万」の愛称で親しまれ、会員は「花万推進委  
員」として、鬼怒川の環境美化・保全を軸にボランテ  
ィア活動をしています。

主な活動は鬼怒フラワーライン内の花畑や周辺の  
整備、河川敷の除草、「花とふれあいまつり」をはじ  
めとした年 4 回のイベントの開催です。5 月に咲く  
ポピーは県外からも来訪者が多く、地域のふるさと交  
流拠点・観光名所として定着しています。

これからも鬼怒川を生かした地域づくりを展開し  
ていくために、私たちと一緒に花万の「ちょっと素敵  
なまちづくり」に参加してみませんか。

問 花と一万人の会事務局(市都市整備課内)  
TEL 43-8356

## 埋立て条例の面積要件が改正されます

盛土規制法の運用開始に伴い、県並びに市の土砂等埋立て条例の許可対象面積が下記のとおり改正されます。

◆改正時期 令和 7 年 4 月 1 日から

◆県条例 (改正前)5,000 ㎡以上 ◆市条例 (改正前)5,000 ㎡未満  
(改正後)3,000 ㎡超 (改正後)3,000 ㎡以下

問 環境課 TEL 43-8289 FAX 44-7833  
県廃棄物規制課不法投棄対策室 TEL029-301-3033

## ガールスカウト体験募集

ガールスカウトは「少女と女性の可能性を  
最大限に伸ばすこと」を目的に活動する社会  
教育団体です。

- ◆日時 4 月 12 日(土)午前 10 時～正午  
(出入り自由)
- ◆場所 下妻公民館 2 階 学習室  
[本城町 3-36-1]
- ◆持ち物 筆記用具・水筒
- ◆服装 動きやすい服装
- ◆参加費 無料
- ※保護者の見学は自由です



ガールスカウト茨城県 42 団(下妻)の活動内  
容は、上記二次元コードでご覧になれます。  
Facebook のメッセージからでも申込でき  
ます。

問 申 TEL 090-2460-9041(鈴木)

## 小貝川ふれあい公園「春の山野草展」

下妻市自然愛護協会の方々が丹精込めて  
育てた身近な山野草を展示します。

- ◆日時 4 月 18 日(金)～4 月 20 日(日)  
午前 9 時～午後 4 時 30 分  
※20 日(日)は午後 3 時まで  
入場無料
- ◆場所 小貝川ふれあい公園ネイチャー  
センター ギャラリー1
- ◆共催 下妻市自然愛護協会

問 小貝川ふれあい公園ネイチャーセンター  
TEL45-0200 FAX45-0363

## 茨城県歯科医学会「県民公開講座」

歯を失うことや噛む力の低下が認知症等の発  
症リスクを高めることや、その予防方法をわかり  
やすくオンライン配信しています。

- ◆演 題 「お口の健康が全身を救う！」  
～知っておきたい口腔機能と健康の  
深い関係～
- ◆講 師 岩手医科大学歯学部 歯科補綴学講座  
有床義歯・口腔リハビリテーション  
学分野  
教授 小林琢也 先生
- ◆参加費 無料
- ◆参加方法 オンデマンドによるオンライン配信  
詳しくは下記二次元コードから

問 茨城県歯科医師会  
TEL 029-252-2561  
FAX 029-253-1075



## 証明書等がコンビニで取得できます

マイナンバーカードを利用して、マルチコピー  
機設置のコンビニ、スーパーなどで証明書の取得  
ができます。  
窓口で取得するよりも 100 円お得です。

- 発行できる証明書
- ・住民票の写し
  - ・印鑑登録証明書
  - ・課税(非課税)証明書<最新年度のみ>
  - ・所得証明書<最新年度のみ>
  - ・戸籍全部事項証明書
  - ・戸籍個人事項証明書
  - ・戸籍の附票の写し

- 利用できる時間
- ・コンビニ等各店舗  
午前 6 時 30 分～午後 11 時  
※店舗の営業時間により異なります
  - ・市庁舎  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
※第 1・第 3 木曜日は午後 7 時まで
  - ・千代川公民館  
平日午前 9 時～午後 4 時  
※閉館日は利用不可

詳しくはこちら



問 市民課  
TEL 45-8129 FAX 43-2933

## 広報しもつまとお知らせ版が 一体化します

令和 7 年 4 月より、「広報しもつま」と、  
「お知らせ版」が一冊になります。これにより、  
広報紙の発行は月 1 回(毎月 10 日発行)となり  
ます。より効果的な広報に努めてまいりますの  
で、今後ともご愛読のほどよろしくお願いします。

〈令和 7 年 3 月まで〉※今号で終了

- ・広報しもつま 毎月 10 日 月 1 回発行
- ・お知らせ版 毎月 10、25 日 月 2 回発行



〈令和 7 年 4 月から〉

- ・広報しもつま 毎月 10 日 月 1 回発行
- ※これまでの広報紙に、お知らせ版が追加され  
ます

問 秘書課 TEL 43-2112 FAX43-1960

## 引っ越し手続きはマイナポータルで

マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポ  
ータルから転出届・転入予約※をオンラインで  
提出できます。※転入予約は、来庁予定の連絡を  
転入先自治体へ行う機能です

○3 つのメリット

- ①オンラインで転出届を提出できるため、原則、  
市区町村窓口へ行く必要がありません。
- ②窓口があいている時間を気にせず、祝日や夜  
間でも、いつでも手続きができます。
- ③転入時の手続きもスムーズに。  
引越し先の市区町村へ来庁通知や転入時に必  
要な手続きや持ち物が事前に確認できます。

詳しくはこちら



問 マイナンバー総合フリーダイヤル  
TEL 0120-95-0178

## ごみ(廃棄物)の野外焼却は禁止

煙や臭い、灰などが原因で、周辺住民の生活  
環境や健康に悪影響が出ております。野焼きは  
「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止さ  
れています。

問 環境課 TEL 43-8289 FAX 44-7833  
休日や夜間の場合  
110 番または下妻警察署 TEL43-0110  
火災の危険がある場合  
119 番または下妻消防署 TEL43-1551